



## 平成 30 年度介護保険制度改正情報

平成 30 年度改正介護保険法およびその関連法が 5/26 に通常国会で可決・成立しました。居宅サービスに関する主な改正内容を下記に記載します。

\*厚生労働省「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」よりまとめ  
(参考：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>)

財政的インセンティブの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体が策定する介護保険事業計画に「自立支援等施策」を追加。「要介護状態の維持・改善度合い」「介護給付費の削減目標」などの目標を記載する。</li> <li>●目標の達成度合いに応じて、市町村と都道府県に国が財政的インセンティブ(交付金)を付与する。</li> </ul>
事業所の指定拒否・総量規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域密着型サービスを普及させる観点から、市町村が都道府県に協議を申し入れ、指定拒否や条件を設定できる「市町村協議制」の対象に短期入所生活介護を追加(従前は訪問介護と通所介護が対象)する。</li> <li>●地域密着型通所介護の新規指定に関して、市町村が指定拒否できる仕組みを導入する。</li> </ul>
共生型サービスの創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉推進の理念として、地域住民は福祉サービスを必要とする高齢者、障害児・者、子どもなどの住民(世帯)が抱える生活課題を把握し、関係機関と連携して解決を図る旨を追加(社会福祉法)。</li> <li>●要介護高齢者、障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に「共生型サービス」を位置づける。</li> </ul>
福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての福祉用具貸与の全国平均貸与価格を公表し、適切な貸与価格を確保するために上限を設定する。</li> <li>●機能・価格帯の異なる複数の用具の提案を義務化する。</li> </ul>
利用者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2 割負担の利用者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割に引き上げる(2018 年 8 月から)。</li> </ul>
高額介護サービス費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高額介護サービス費の月額上限(一般区分)を 3 万 7200 円から 4 万 4400 円に引き上げる(2017 年 8 月から)。</li> </ul>
保険者の業務簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護認定における更新申請時の上限を 24 ヶ月から 36 ヶ月に延長する。</li> <li>●状態が安定した人について、介護認定審査会が行う二次判定の手続きを簡素化する。</li> </ul>

## 総合事業に関する返戻について

4 月より本格始動した総合事業のサービスに関して、下記の返戻がでた場合は、本来、総合事業のサービスコードで請求しなければならないものを、従前の予防サービスで請求したことが原因です。この場合は、正しい総合事業のサービスコードで給付費請求書を出し直して下さい。

内容	備考
サービス提供年月：資格：サービス提供年月が保険者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月より後になっています。	AE05